

## マイナンバーカードの本人確認書類一覧

	<p><b>本人確認書類の例</b></p> <p>※有効期限がある場合は、有効期限内の書類に限ります。ただし、再交付において、マイナンバーカードに限り、有効期間満了の日から6月以内は本人確認書類として認められます。</p> <p>※「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されている必要があります。</p>
A	マイナンバーカード（顔写真付き）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の交付年月日のもの）、パスポート（旅券）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（顔写真付き）、特別永住者証明書（顔写真付き）など
B	マイナンバーカード（顔写真なし）、在留カード（顔写真なし）、特別永住者証明書（顔写真なし）、生活保護受給者証、生活保護被保護証明、健康保険者が発行する資格確認書、介護保険被保険者証、福祉医療費医療受給者証（京都子育て・障害・ひとり親・老人医療等）、各種年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、母子健康手帳、本人名義の預金通帳、官公署の職員証、民間企業の社員証、学生証、学校で発行された在籍証明書、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、検定合格証等の官公署がその者に対して発行した身分証明書など個人番号カード顔写真証明書（長期入院・施設入所の方用、在宅で保険医療・福祉サービス利用の方用、社会的参加を回避している方用、未成年・成年被後見人の方用） 上記Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

※健康保険被保険者証は令和7年12月1日をもって廃止され、顔写真なしのB書類の取扱いから外れましたのでご注意ください。

※住所や氏名を変更された方は、最新の住民登録の内容が記載された本人確認書類をお持ちください。

※本人確認書類は、必ず原本をお持ちください。